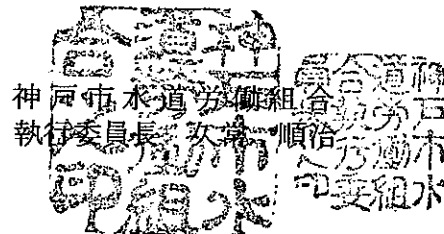


神戸市水道事業管理者  
広瀬 朋義 様



## 2020年度産別労働条件統一要求書

### 1. 賃金・諸手当に関する要求

- (1) 特殊勤務手当について、これを維持するとともに、必要な新設・資格手当の拡充等をはかること。
- (2) 委託業務に従事する労働者の賃金及び労働条件の内容を明らかにするとともに、その向上をはかること。あわせて、ILO94号条約（公契約における労働条件）をふまえ、公契約条例の制定に向けて努力すること。
- (3) 人事評価制度については、より「公正・公平」かつ「透明性」「客観性」の高い制度として改善すること。また、制度の変更にあたっては労働組合との協議・合意を前提とすること。

### 2. 労働条件等に関する要求

- (1) 定年年齢の引き上げについて以下のとおりとすること。
  - ① 職員の定年年齢を段階的に65歳まで引き上げること。
  - ② 60歳を超える職員の賃金は、60歳時点の賃金を維持すること。
  - ③ 役職定年制は導入しないこと。
  - ④ 職員の多様な働き方の選択肢として、定年年齢引き上げ後も再任用短時間勤務制度や再雇用制度等を維持すること。
- (2) 年間総労働時間を早期に1,800時間とするため、次の事項の実現をはかること。
  - ① 超過勤務縮減のための実効性ある施策を進めること。
  - ② 超過勤務縮減をはかるため、時間外及び休日勤務の超過勤務手当等割増率を100%に引き上げること。
  - ③ 超過勤務時間は36協定の上限を遵守すること。
  - ④ 代替休暇制度については、長時間勤務を誘発しかねないことから導入しないこと。
  - ⑤ 年次休暇の取得を積極的に促進すること。
  - ⑥ 労働時間短縮のために必要な人員確保をはかること。
  - ⑦ 休憩・休息時間について、職員の拘束時間の延長とならないよう留意しつつ、拡充・整備をはかること。
- (3) 各種休暇制度を新設・拡充し、総合的な休暇制度を確立すること。特に、家族看護休暇及びリフレッシュ休暇、有給教育休暇（リカレント休暇）の新設、夏季休暇日数の拡大をはかること。
- (4) 男女平等・共同参画のための諸施策を推進し、女性の権利確立や環境整備をはかること。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を着実に実施すること。
  - ① 女性職員の採用・登用拡大をはかること。
  - ② 育児・介護休業法の改正を踏まえ、妊娠・出産・育児・介護に関わる制度の改善を行うこと。あわせて、これを実施できる環境（要員の配置）を整備すること。
- (5) 職員の健康管理体制の充実に向け、メンタルヘルスクアを拡充すること。また、精神的・肉体的負担が増加している職員への負担軽減措置等を講ずること。

- (6) パワーハラスメントや、セクシャルハラスメント、出産・育児・介護等の制度利用に関わるハラスメントの防止や解決体制の整備をはかり、ハラスメントのない職場づくりを進めること。
- (7) 業務の民間委託等には、社会的な公正労働基準の遵守を必要条件とするとともに、業務の継続性を確保すること。
- (8) 改正障害者雇用促進法に基づき、障がい者の雇用を促進するとともに、必要な職場環境の整備をはかること。
- (9) 分限・懲戒処分基準を改定する場合は、事前に労使協議を行うこと。

### 3. 水道事業に関する基本的要求

- (1) 水道事業の公営原則を堅持し、住民サービスの向上をはかること。また、水道事業に運営権を設定しないこと。
- (2) 料金改定等の検討にあたっては、逦増制料金体系を基本に、事前に情報提供すること。
- (3) 一方的な業務委託・人員削減を行わないこと。あわせて、財政と技術の両面から運営基盤の強化をはかること。また、施設を災害・震災から守るための施策を講ずること。
  - ① 事業の継続に必要な人材を確保し、技術継承・人材育成を行うこと。
    - ア. 事業を持続するために新規採用を含み、人員体制を確立すること。
    - イ. 技術基盤の低下を招くような人事交流は行わないこと。
  - ② 既に委託した業務について、実態を検証すること。必要に応じて再直営化を行うこと。
  - ③ 施設の総点検を行い、耐震化などの必要な更新事業を実施するとともに、必要人員を確保すること。
  - ④ 統合、広域化など事業のありかたの根幹となる課題については、運営基盤の強化、公共サービスの向上を目的として慎重に検討すること。
  - ⑤ 新規採用予定者の辞退による欠員の解消を行うこと。
  - ⑥ 安定的な事業運営と技術継承のため、職員の局独自採用を行うこと。
  - ⑦ 事業の安定と技術継承のため、一般会計部局等との人事交流は希望者のみとすること。
- (4) 利用者・住民などの参画と情報提供
 

水道事業は住民の共有財産であり、健全な発展のため、計画等の策定にかかわり、利用者・住民が共同意思決定に参画できる仕組みづくりを進めること。
- (5) 地下水を利用した専用水道への対策と規制の強化
  - ① 地下水を利用した専用水道について、問題点の整理と解決に向けて取り組むこと。
  - ② 地下水を公水として法的に位置づけるとともに、地方自治体における独自の地下水規制に取り組むこと。

### 4. 震災及び原子力発電所事故に伴う放射能汚染に関する要求

- (1) 震災等に伴う、下記の要求に誠実に対応すること。
  - ① 災害時の応急体制確立と合わせ、事業計画・業務執行体制を見直し、技術継承・人材育成の検討、適切な人員体制を確立するための労使協議を行うこと。
  - ② 災害復興応援の長期派遣者について、代替要員を配置すること。
  - ③ 自家発電設備や燃料の備蓄など、災害発生に備えた対策を行うこと。
  - ④ 災害派遣職員も含め、職員のメンタルヘルスカケアを行うこと。
  - ⑤ ボランティア休暇の拡大を行うこと。
- (2) 原発事故に伴う、下記の要求に誠実に対応すること。
  - ① 水道水等における放射性物質による汚染のモニタリングを関係機関とともに継続して行うこと。
  - ② 原発事故に備え、職員の緊急避難や地域の実情に合わせた原発事故緊急体制を整備し、徹底すること。
- (3) 浄水場等における再生可能エネルギーや省エネルギー対策を行うこと。

## 5. その他職場要求

- (1) 人員配置は、人財育成と技術継承を踏まえ、世代間バランスを考慮したものとする。
- (2) 事故防止のため、車両の代替時にはバックモニター・急発進防止等の安全装置付きを標準仕様とすること。
- (3) 熱中症対策として空調服（クールジャケット）を貸与すること。
- (4) 事業計画・事業量に応じた体制を確立すること。
- (5) 以下の職場環境について改善を図ること。

事業所	要求項目	要求理由
中部	1階会議室・待機室・庁舎内トイレ(6ヶ所)の空調換気設備の更新	長年の汚れにより換気能力が著しく低下しており、「常時換気」にしても換気が追いついていない。耐用年数も大幅に過ぎており、故障しても部品の供給停止により修理できない。
西部	空調設備の早期更新と故障時に備えて即修理対応できる体制づくり	庁舎完成時より更新されておらず、経年劣化している。近年はたびたび故障が発生しているが、部品調達ができず、修理まで長期間かかる。
垂水	消えかけている「止まれ、中央線、来客用」の表示(南側出入口付近、場内)	表示がほぼ消えているため、停止位置の確認が困難、車両通行場所が不明瞭であるなど、運転する際に危険。
	壁紙等の補修・張替(1階天井、2階工事外勤室、2階更衣室窓側、2階廊下、2階工事給水内勤会議机付近)	壁紙が破損し粉が飛散している状況で、たいへん不衛生。また、飛散した粉を吸い込んでしまうと健康上、悪影響が出る可能性もある。
	2階風呂場の漏水対策	2階風呂場が漏水し、1階女子トイレから出てきており不衛生。(女子トイレ一室が使用不能)
	車庫、資材置場の鉄骨の梁及び柱の塗装改修	経年劣化により錆が発生している。このまま放置し腐食が進むと、屋根の落下や台風で吹き飛ばされるなど危険な状況が考えられるため、腐食防止及び防錆効果を兼ねて塗装改修が必要。